

福島県退職公務員連盟

慶 弔 規 程

令和2年4月1日一部改正

第1条 この規定は、福島県退職公務員連盟規約（以下「規約」という。）第21条の規定に基づき、会員及び役員（規約第6条に規定する評議員及び第8条に規定する役員をいう。）に対する慶弔に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2条 会員が100歳を迎えたときは、本連盟より賀寿及び記念品を贈る。

第3条 会員が死亡した場合は、連盟から弔辞を贈る。

第4条 役員（元役員を含む）が死亡した場合は、レタックスを贈る。
ただし、会長、副会長、監事、評議員以外の役員については、2期以上勤務した者に限る。

第5条 6年以上勤続の役員が退職した場合は、以後の県大会（規約第5条（6）に規定する県大会をいう。）で感謝状を贈る。
ただし、死亡の場合は、告別式のときに贈る。

第6条 特別の事情で、前各条に抛り難い場合は、会長が決定することができる。

附 則

- この規程は、昭和58年3月18日から施行する。
- この規程は、平成3年4月15日から施行する。（一部改正）
- この規程は、平成8年4月9日から施行する。（一部改正）
- この規程は、平成14年4月1日から施行する。（一部改正）
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。（一部改正）